

いじめ防止基本方針

1. いじめ問題への対応方針

(1) いじめ防止等に関する基本的な考え方

本方針は平成 25 年施行「いじめ防止対策推進法」を受け全ての生徒が安全で安心して学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」をなくすべく策定する。

いじめ問題への対応は、全教職員が、「いじめは絶対に許されない行為である」という認識の下、日常から生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立った教育活動に取り組む中でいじめの未然防止に努める必要がある。また「いじめはどの生徒にも起こりうる」という前提に立ち、全教員が人権意識を高く持ち、生徒の些細な変化に対してもこれをキャッチできるアンテナの高さと、いじめが疑われる場合はいじめ対応担当教員を中心とした組織的な対応を行う等、早期発見、早期対応に取り組む。

近年普及が進んだインターネットや SNS における誹謗中傷などについてもその不当性について生徒に啓発するとともに、よりよい人間関係を構築できる生徒の育成につとめる。

犯罪に相当するいじめ事案について、警察への速やかな相談・通知を徹底し、学校と警察との日常的な連携体制を維持する。

(2) いじめ防止のための組織

①名 称

A：いじめ防止対策委員会

構成員 校長・教頭・生徒指導主事・いじめ対応担当教員・各学年主任・養護教諭
(必要に応じて当該学級担任・スクールカウンセラー、不登校指導員)

B：生徒指導部会

構成員 いじめ対応担当教員・生徒指導主事・各学年生徒指導担当・養護教諭

②役 割

A：いじめ防止対策委員会

- ・学校いじめ防止基本方針の策定、進捗状況の確認、必要に応じ基本方針の見直し
- ・関係諸機関との連携
- ・校内研修会の企画運営（生徒指導部会との連携）
- ・校内でのいじめに関する「相談窓口」の周知や、生徒・保護者が相談できる関係諸機関の周知

B：生徒指導部会

- ・いじめの未然防止のための取り組み
- ・いじめの対応

・校内でのいじめに関する「相談窓口」の周知や、生徒・保護者が相談できる関係諸機関の周知

(3) 年間計画

	1 年	2 年	3 年	学校全体
1 学期	相談窓口周知 「いじめチェックシート」配付 家庭訪問 ・家庭での様子の把握 アンケート①実施 ・教育相談 二者面談 学期末懇談	相談窓口周知 二者面談 ・学校生活の様子の把握 アンケート①実施 ・教育相談 学期末懇談	相談窓口周知 二者面談 ・学校生活の様子の把握 アンケート①実施 ・教育相談 学期末懇談	第 1 回いじめ防止対策委員会 ・年間計画の確認 校内研修会① ・学校いじめ防止基本方針の確認 市第 1 回いじめ対応担当教員連絡会への参加 アンケート結果の集約と対応
夏季休業				校内夏季研修会② ・生徒理解、いじめ対応など 第 2 回いじめ防止対策委員会 ・進捗状況確認
2 学期	アンケート②実施 ・教育相談 二者面談 学期末懇談	アンケート②実施 ・教育相談 二者面談 学期末懇談	アンケート②実施 ・教育相談 二者面談 学期末懇談	市第 2 回いじめ対応担当教員連絡会への参加 アンケート結果の集約と対応
3 学期	アンケート③実施 学年末懇談 次年度への引き継ぎ	アンケート③実施 学年末懇談 次年度への引き継ぎ	アンケート③実施 学年末懇談	市第 3 回いじめ対応担当教員連絡会への参加 第 3 回いじめ防止対策委員会 ・いじめ防止基本方針等の見直し アンケート結果の集約と対応

2. いじめの防止等の取り組み

(1) 未然防止、早期発見のための取り組みについて

いじめはどの生徒にも起こり得るという前提に立ち、全ての生徒を対象にした、いじめの未然防止と早期発見のため次のような取り組みを行う。

①学校生活の大半を過ごす授業が生徒にとってわかりやすく主体的に学ぶことができるよう「学

び合う授業づくり」、「特別支援教育の視点を取り入れた授業づくり」を推進する。

- ②年3回（1、2、3学期）いじめに関するアンケートを実施し、その結果を受けて全ての生徒を対象に教育相談を行う。
- ③いじめに関する学校の相談窓口の設置や、外部の相談機関の紹介などについて生徒保護者に周知する。
- ④道徳、特別活動等の中で、いじめやインターネットの正しい利用について生徒に考えさせる。（府教委「いじめはいらない」等の活用）
- ⑤いじめの未然防止、早期発見、いじめ対応について教職員が共通理解を持ち、また生徒理解、生徒指導、集団づくりなどについて教職員研修会を行う。
- ⑥毎朝の学年打ち合わせや生徒指導部会、学年会、職員会議等で生徒の状況について交流する。

（2）いじめ事案への対処について

- ①いじめが疑われる事案を発見、確認した場合は、特定の教職員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会やいじめ防止対策委員会等が中心となり組織的な対応を行う中で事案の事実確認と適切な指導を進め事案の解決を図る。
- ②被害生徒及びその保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を第一に取り組む。生徒の立場に立って丁寧に対応することから学級担任のみの対応に捉われず、生徒との信頼関係のある全ての教員による対処や、また、スクールカウンセラーの活用等も検討する。また被害生徒保護者との連携を密にし、事案解決を図る。
- ③加害生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導を進める。いじめ行為を速やかにやめさせ、事実関係の聴取により事実関係を確認した後、加害生徒保護者に協力を求めながら、自らが行ったいじめ行為を自覚し十分反省するよう指導する。
- ④いじめが起きた集団に対しては、被害生徒及び保護者の心情を第一に配慮しつつ、いじめを自分の問題として捉えさせる中で二度といじめを起こさない集団となるよう指導する。
- ⑤ネット上の不適切な書き込み等については、市教育委員会や警察等への相談の下、被害の拡大を避けるためプロバイダに対して働き掛ける等により削除する措置を講じる。
- ⑥いじめが犯罪行為として取り扱われるべき重大なものと認められるときは、市教育委員会や警察署とも連携して対処する。生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

3. 方針の見直し

いじめ防止対策委員会において本方針に示す内容が学校の実情に即し十分に機能しているか否かについて検証することにより、必要に応じ学校基本方針の見直しを図る。